

審査申出書の提出・記載方法等について

福山市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）は、福山市の住民、市税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、福山市議会の同意を得て選任された6名の委員をもって組織されており、固定資産税の納税者から、**固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服**について審査の申出があった場合、**納税者の権利を保護**するため、これを**中立的な立場で審査**するために設置された合議制の**第三者機関**です。

委員会に対して審査の申出を行う場合は、地方税法第432条および福山市固定資産評価審査委員会条例第4条の規定により、審査申出書を作成し、期限までに提出してください。

1 申出の方法

- (1) 審査申出書は、正・副・控を各1通、作成して提出してください。（控は受付後、返却します。）
※郵送により提出する場合は、控（受付印押印）を返送しますので、返送用封筒（切手を貼付け返信先を明記したもの）を同封してください。
- (2) 審査申出書は、土地、家屋又は償却資産の別（原則として1筆、1棟又は1品ごと）に、それぞれ作成してください。
※ただし、複数筆の土地が一体画地として評価されている場合は、対象となる土地を1枚の申出書に記載してください。

2 記載事項

- (1) 「審査申出人」欄
審査申出をする人の住所又は居所・名前・生年月日及び電話番号を記載してください。
なお、法人等が審査申出をする場合は、その主たる事務所の所在地、名称及び電話番号を記載してください。
- (2) 「代表者／管理人／代理人／総代」欄
法人等が所有する資産に対する不服を当該法人等の代表者又は管理人が審査申出する場合は、代表者又は管理人の住所又は居所、名前、生年月日及び電話番号を記載し、押印してください。
この場合、その資格を証明する書類（商業登記簿謄抄本等）の添付が必要です。
また、代理人または総代（共同で審査の申出をし、3人を超えない範囲で総代を定めた場合）が審査申出をする時は、代理人又は総代の住所又は居所、名前、生年月日及び電話番号を記載してください。この場合も、その資格を証明する書類（委任状又は総代互選書等）の添付が必要です。
- (3) 「審査申出物件」欄
審査申出をする資産の固定資産課税台帳に登録された内容を正確に記載してください。「本人申出価格」欄は、審査申出によって審査委員会に対して決定を求める価格を記載してください。
なお、番号2以降の行は、複数筆の土地が一体画地として評価されている場合に利用してください。
- (4) 「審査申出の趣旨」欄
委員会に対して決定を求める価格（結論）がいつの年度の価格に対するものかを記載してください。

(5) 「審査申出に係る処分の内容」欄

審査申出をすることに至った処分の内容を記載してください。

(6) 「申出の理由」欄

「申出の趣旨」欄に記載された価格について、その算出根拠及びそれを相当とする法律上又は事実上の根拠を、できるだけ詳しく具体的に記載してください。この「申出の理由」欄に記載された内容は、審理に大きな影響を及ぼすこととなりますので、その記載にあたっては、当該記載内容が不明瞭であったり、意味の分かりにくいものとならないよう十分留意してください。

(7) その他

委員会に対して意見を述べること（口頭意見陳述）の希望の有無、添付資料の有無（添付資料がある場合はその通数）および処分を知った日（納税通知書又は価格修正通知書など）を受け取った日を記載してください。

「口頭意見陳述」…審査申出書等での主張を補完するとともに、委員の心証を形成するための審査手続きで、非公開で行われます。

※各記載事項が欄内に書ききれない場合は、別紙（様式は問いません。）を作成して添付してください。

3 その他

(1) 委員会は申出資産の検証のため、必要な場所について調査を行う場合がありますので、調査の立ち会い等にご協力ください。

(2) 委員会が必要と判断した場合には「口頭審理」を開催しますので、その場合は出席をお願いします。

「口頭審理」…審査申出人、市長又は評価員その他関係者の出席を求め、口頭による陳述を聴取することによって、双方の主張、争点及び事実関係等を明らかにし、委員の心証を形成する審査手続きで、公開で行われます。

(3) 審査申出中であっても納期限を過ぎると滞納として取扱われます。審査の結果、申出が認められると精算されますので、固定資産税・都市計画税は納期限までに納めてください。

提出期限

審査申出書は、4月1日（固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日）から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までに提出してください。（地方税法第417条第1項により価格が修正された場合は、その通知を受けた日から3月以内に提出してください。）

※ 郵送で提出する場合は、消印の日付が上記の期間内であれば有効です。

※ 提出期限を経過して提出された審査申出書は、「却下」となりますので注意してください。

提出先・問合せ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号
福山市固定資産評価審査委員会事務局
（福山市役所 税制課内）
電話 084（928）1018